

平成29年3月号 人事課通信

ページ番号214823

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年2月28日



今年度、全国8会場で総務省消防庁が主催する女性向けの消防職説明会が実施されました。

去る12月17日、京都市勤業館みやこめッセにおいて、この全国8会場のアンカーとなる、近畿及び東近畿地区のイベントが実施されました。京都市消防局からも女性消防吏員が講師や案内役として参加しましたので、その模様をレポートします！

▶ イベント会場にて

師走の京都という寒い時季にも関わらず、67名もの方に来場いただきました！

来場者はまず講演会場に着席し、オープニングムービーの鑑賞、基調講演とパネルディスカッションを聴講しました。基調講演の講師を担当したのは、京都市消防局の、西京消防署予防課長である福田消防司令長です。まだまだ緊張のほぐれない来場者に、消防の紹介や仕事の魅力、やりがいについて、柔らかな京都弁で話され、ようやく和やかな雰囲気になりました。記者は「さすがだなあ」と感嘆していたのですが、実は聴講席が女性ばかりという消防ではあまり見掛けない状況に緊張しておられたとのこと。これから少しでも女性を受け入れやすい環境を作っていきたいと、実施する側も勉強です。

その後、別の消防本部から消防隊・救急隊業務など、それぞれの分野を代表して一人ずつが壇上に上がって、質問に答えるパネルディスカッション。ここで消防にも様々な業務があり、それぞれのキャリアによって進む道は多様であることが説明されました。

講演会場を後にした来場者は、各消防本部の説明ブースや、職種別座談会ブースへと進みます。15分ごとのローテーション制で、各消防本部の採用状況や勤務条件等の説明を受けたり、気になる職種の女性消防吏員に体験談を聞いたり、情報収集。

19の消防本部が出展しているので、出身地やその近隣、通学する学校の管轄地など、いろいろ比較できるから来場者には便利かも…。京都市消防局のブースでも、街の魅力や女性の採用状況について少しでもお伝えできるよう必死です。職種別座談会ブースでは、志望動機はもちろん、交替制勤務における勤務時間の例などの女子会トークが繰り広げられていました。

▶ 施設見学にて

来場者67名のうち、更に施設見学を希望する方38名を京都市消防学校に御案内し、実際に採用後に使用する訓練施設や寮などを御覧いただきました！

イベント会場で基調講演とブース説明を実施した女性消防吏員に加え、消防学校では女性消防隊員・救急隊員の2名がお出迎え。

学校内の見学の後、消防隊の装備や救急車に積載されている器材を見てもらいながら、それぞれの業務について説明しました。

最後は男性の職員を完全に教室からシャットアウトし、女子会！！消防という男性の多い職場で女性として困ったことはないか、消防士として活動するのに男性と同じ体カレベルが必要なのか、消防学校では男女平等に訓練を受けると聞いたが

本当に付いていけるのかなど、女性同士、様々なお話をしていました(余談ですが、記者は女性です。御心配なく...)。盛り上がり過ぎて予定時間をややオーバーしましたが、少しでも疑問や不安を解消してもらえたらと、話をする職員にも熱が入りました。

この後、更に希望される方には、最寄りの伏見消防署を御案内し、消防車両や消防署内を御覧いただきました。最後までお付き合いくださった皆さん、遅くまでありがとうございました！！

消防という職業が女性にとってもっと身近に感じてもらえるよう、今後も情報発信を続けてまいります。

以上、現場からお伝えしました♪

※[京都市消防局ホームページに女性消防士関連ページを増強しました！！](#)



基調講演

パネルディスカッション

京都市消防局説明ブース

空気呼吸器装着体験

救急隊使用資器材の展示

白熱?の女子会



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
 電話:075-682-0119
 ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる

平成29年3月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号214826

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年2月28日



◆ 管理権原者とは

後輩: 先輩, よく、「管理権原者」という言葉を聞くのですが, そもそも「管理権原者」って消防法のどこに書かれているのですか?

先輩: 実は消防法には, 「管理権原者」という言葉は出てこないんだ。消防法の中では, 第8条などで「管理について権原を有する者」という言葉が出てくるが, これを便宜上, 「管理権原者」と省略して言っているんだ。この防火対象物等の「管理について権原を有する者」いわゆる「管理権原者」は, 消防法第8条(防火管理者)のほか, 第8条の2(統括防火管理者), 第8条の2の2(防火対象物点検報告), 第8条の2の3(防火対象物点検報告特例), 第8条の2の4(避難施設等の管理), 第8条の2の5(自衛消防組織)や第36条において準用する第8条(防災管理者)・第8条の2(統括防災管理者)・第8条の2の2(防災管理点検報告)・第8条の2の3(防災管理点検報告特例)などでも使用されている。

後輩: こう見ると, かなり多くの条文で「管理について権原を有する者」という言葉が出てくるんですね。

先輩: そうだ。消防法第17条に基づき, 消火器などの消防用設備等を設置し維持しなければならない者が「関係者」であるのに対し, 防火管理者を選任するなどの防火管理が義務付けられている者は「管理権原者」であるということのみならず覚えておいて欲しい。

後輩: わかりました。

先輩: せっかくなので, 少しだけ, 消防法第8条を見てみよう。君もよく知っていると思うが, 消防法第8条では, ある一定規模以上の防火対象物の管理権原者に, 防火管理者を定め, 防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが, この場合, 防火管理者を何人選任する必要があると思う?

後輩: 義務が課せられているのは管理権原者なので・・・, ひょっとして, 管理権原者の数だけ防火管理者が必要になるのですか?

先輩: 基本的にはそのとおり。消防法第8条には, 「・・・防火対象物で・・・**管理について権原を有する者は**, 防火管理者を定め・・・防火管理上必要な業務を行わせなければならない」と書かれており, その防火対象物にいる**すべての管理権原者**に防火管理者の選任義務がかかっていると読み解く必要がある。ただし, 防火管理を他の管理権原者に委託する「内部委託」などの制度があり, 必ずしも管理権原者数=防火管理者数にはならないので, 注意が必要だが・・・。

これについては改めて教えるとして, 防火管理に係る制度は, 管理権原者に義務を課していることが多いので, この管理権原者について, 今からしっかりと勉強していこう!

後輩: では, その管理権原者とはいったいどういう人のことを言うのですか。

先輩: 防火管理に関する参考図書などでは, 「防火管理上の正当な管理権を有する者」と説明されていることが多い。

また, 通知文では「防火対象物等の「管理について権原を有する者」について」(平成24年2月14日付け 消防予第52号。以下「52号通知」という。)において整理がされており, 管理権原者を「防火対象物又はその部分における火気

の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」と規定している。一般的には、建物の所有者や管理者、テナントの賃借人である経営者等がこれに当たると言われている。

後輩: 共同住宅などの管理会社は、管理権原者となるのですか？ 査察や検査の立会いや、不備事項の改修の段取りをしてくれますが……

先輩: 管理会社は管理業務の一部をビジネスとして委託されているだけで、管理権原者とはみなすことはできない。たとえば、防火に関する不具合があった場合は、管理会社が費用を捻出するわけでもないし、防火管理の責任を取るわけでもないだろう。よく、「所有者に伝えます。」なんて言葉を管理会社から聞いたことがあると思うが、この言葉からも到底管理権原者とは言えないね。

後輩: なるほど、確かにそうですね。てっきり、管理会社は管理権原者だと思っていました。

後輩: 管理権原者は、防火管理の最終責任者で、人事に関する権限のほか、防火管理上必要な経費を支出し、建物や設備を管理できる権限を有していて、そして防火管理の責任を負うべき人でなければならない。

この52号通知でも、「管理権原者の判断に当たっては、防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態契約形態等を踏まえて総合的に判断する必要がある。」と書かれており、慎重に判断しなければならない。

◆ 複合用途防火対象物の管理権原者は？

後輩: では、先ほどの管理権原者の例で、テナントの賃借人がいましたが、テナントビルなどは、複数の管理権原者がいることになりませんか？

先輩: 基本的には、そのとおり。52号通知でも、複合用途防火対象でテナントが入っているような防火対象物は、管理権原は複数があると書かれている。

後輩: でも、百貨店など、テナントが入っている防火対象物でも単一権原で防火管理者が一人しか選任されていないところもありますよね。

先輩: なかなか鋭いなあ。確かに複数のテナントが入っている防火対象物の場合、複数権原が基本なのだが、単一権原とみなすことができる場合がある。

大きくは2つの場合があり、

1つ目は、当該防火対象物を一人の管理権原者が使用していると認められる場合。ビルの1階と2階で、お店の名前が異なっているが、よくよく聞くとすべてのお店を一人の所有者が経営していたということがよくあるが、これはそのような場合だ。

2つ目は、管理権原者と各テナントとの間で、防火管理の責務を遂行するために必要な権限が管理権原者に付与される取り決めが確認でき、統一的な防火管理を行うことができる場合。まあ、普通に考えれば当然のことで、防火対象物全体の防火管理をするには、管理権原者に防火管理ができる権限が必要となり、その権限として、

- 1 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。
- 2 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要な時に防火対象物の部分に立ち入ることができること。
- 3 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有していること。

この3つの権限を52号通知では挙げている。詳しくは52号通知を確認しておいて欲しいのだが、これらの条件を満たせば単一権原とみなすことができるんだ。しかし、裏返すと、この厳しい条件をクリアできない限り、単一権原にはならないということも言えるね。

後輩: 百貨店などは、複数のテナントが入っていますが、テナント部分も含め、防火対象物全体の防火管理ができる権限があるから単一権原なのですね。

大分、管理権原者についてわかってきました。

◆ 指導の際の注意点は？

先輩:じゃあ,最後に,防火対象物の関係者に指導するときに,注意してほしい点を伝えておく。

まず,防火対象物の管理権原者は簡単に判断できないことが多いので,実際の査察では,関係者から事業所の管理状況や契約状況などをしっかり聞き取りしてから,慎重に判断しなければならない。単一権原か複数権原かという判断もこの際に考慮する必要がある。

また,管理権原者は防火管理の最高責任者で,その責任は重く,防火管理に係る命令の対象になるし,火災等が発生した場合,消防法,刑法,民法などさまざまな角度から責任が問われることになる。関係者にそのことをきちんと説明しておくことが重要だ。わかった?

後輩:はい,よく,わかりました。

先輩:返事は一人前なのだが,本当に大丈夫かなあ。ちゃんと52号通知を読んでおくんだぞ!

消防予第52号 防火対象物等の「管理について権原を有する者」について

 [防火対象物等の「管理について権原を有する者」について\(PDF形式, 111.31KB\)](#)

平成24年2月14日付け 消防予第52号



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

平成29年
3月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年3月号](#) 平成29年3月号 教養課通信

平成29年3月号 教養課通信

ページ番号214829

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2017年2月28日



平成28年10月1日付けで京都市消防学校に入校し、平成29年4月からの消防署勤務に向けて様々な訓練に取り組む第153期初任教育生。彼らの将来への抱負を紹介します。



竹熊 佑騎



田尾 一郎



文字 晟



濱原 光佑



大堀 元揮



大田 真仙



河内 彰典



兼村 健人



市川 顕寿



杉江 信哉



西村 耀介



坂本 将一



保坂 啓介



伊勢 拳也



吉田 良輔



野嶋 洸佑



赤塚 諒介



上村 健斗



横山 和弘



平成29年
3月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防 平成29年3月号](#)
平成29年3月号 担当区ぐグット紹介

平成29年3月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号214820

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2017年2月28日



◆学区の紹介◆

朱雀第一学区、通称朱一学区は、中京区のほぼ中央、北は御池通、南は四条通、東は神泉苑通、西はJR山陰本線に囲まれた地域で、世帯数は中京区で1番目、人口は2番目と中京区の中でも特に大きな学区です。(平成29年1月1日現在)

幹線道路の沿線には、高層建物が立ち並ぶ一方で、一步路地に入ると古い木造家屋が密集する京都特有の地域事情を抱えている地域です。

◆自主防災会の紹介◆

朱一学区自主防災会は49の自主防災部で構成されており、約5,500世帯、約9,500人が加入しています。

古川会長以下13名の本部役員を中心に、よりきめ細かい指導ができるように、学区を4つのブロックに分けて4回の総合防災訓練を行う等、住民一人一人が積極的に防災知識の習得に励んでいます。

また、従前から放火防止の対策として学区内の路地に対人センサー付きライトを設置して、学区の暗がりをなくす取り組みを行っており、本年度、放火対策エリアのモデル地区に選定されたこともあって、より明るい防火防犯街灯を7基設置するなど、街をより明るくし、放火されない朱一学区を目指しています。

平成28年11月11日にゼスト御池で開催された「放火火災予防デーキックオフイベント」では、京都市内の全自主防災会を代表して古川会長がその取り組みを発表されました。

従来から設置しているセンサーライト



本年度設置した防火防犯街灯



総合防災訓練



◆消防分団の紹介◆

朱一消防分団は、この数年の間、分団員数が10名前後で推移しており、吉田分団長以下各分団員が、団員の勧誘に努力しています。(平成29年2月1日現在、総員12名で活動しています。)

また、各分団員の地域を守ろうという意識は高く、地域の防災リーダーとして学区総合防災訓練において訓練指導者となるなど、積極的に防火防災を住民に指導しています。

総合防災訓練で住民を指導する消防分団員



◆おわりに◆

既に述べたように、朱一学区は中京区の中では規模の大きな学区であり、大震災を初めとする大きな災害が発生した際には、自主防災会、消防分団、自治連合会のより一層の強固な連携が特に欠かせないと考えています。そのため、各団体の防災能力の向上とともに、連携の強化により、一層の安心、安全の町を目指していきたいと思ひます。

平成29年
3月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成29年3月号 ザ☆救急

ページ番号214821

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年2月28日



はじめに

私にこの原稿の依頼があったのは昨年の秋頃で、ちょうど運動会シーズンでした。

昨年はリオオリンピックが開催されたこともあり、私自身も張切って町内の運動会に参加しておりました。リオオリンピックで私が最も印象的であったのは、4×100メートルリレーです。日本チームが銀メダルを獲得したことは皆さん御承知のことかと思えます。この結果のすごいところは、個人種目の100メートル走では、他の外国人選手に太刀打ちできません。しかし、一人ひとりの力では及ばないことであってもバトンパスの技術とチームワークでコマ数秒という時間を短縮し、うまくバトンをつないだ結果であります。これらは、我々救急隊のCPA(心肺停止)現場に通じるのではないのでしょうか。

私が救急隊として勤務して8年目になります。これまで、多くの様々な救急現場に出動しました。しかし、CPAの現場で社会復帰された方はたったの2人だけでした。循環機能は回復しても脳死状態であったり、重い後遺症が残ってしまったりという傷病者や救命できなかったという現場がほとんどです。

この社会復帰された2人の方には、助かるべくして助かったある共通した理由がありました。

現場にて

私がF消防署で勤務していたときのことで、急病事案で、場所は消防署からすぐ近くのバイク屋でした。消防署から数百メートルの場所であり、指令センターからの無線情報で「高齢男性CPAの模様。現在、口頭指導実施中」との内容でした。

あれこれと考えている間もなく現場到着し、まず目に入ったのは若い男性が倒れている高齢男性に対して心臓マッサージ(胸骨圧迫)をされている光景でした。状況はというと、若い男性の父親が工作中に突然苦しみ出して倒れたというものでした。倒れている男性の顔色は真っ青で死戦期(しせんき)呼吸(あえぎ呼吸とも言われ、実は呼吸をしていない)、すぐさまAEDを装着すると心室細動、いわゆるVF波形(心臓機能が完全に失われている状態で、緊急対応が必要な状態)であり、除細動のため電気ショックを現場で2回実施。バックマスク(鼻口腔に空気を送り込む器具)による人工呼吸は良好、心臓マッサージを継続し、すぐに救急車内へ向け搬送を開始。幸いなことに直近の救命センターに病院を決定し、病院へ向け出発できました。救急車内でも依然心電図波形はVF波形であったため、電気ショックと心臓マッサージを繰り返していると、5回目の観察時であったと記憶していますが、心電図波形が心室頻(しんしつひん)拍(ばく)(突然脈が速くなり、しばらくすると止まる)へと変化し、すぐさま総頸(そうけい)動脈(首付近を通る動脈)を確認すると拍動を感じました。橈(とう)骨(こつ)動脈(肘から手首に掛けて通る動脈)を確認したところ拍動が不十分であったため、心臓マッサージを継続していると、なんと傷病者本人の手が動き出し、心臓マッサージをする手を払いのけようとしてきました。呼吸もマスク換気をしていると何やら抵抗を感じ始めて、観察すると自発呼吸が始まっており、補助呼吸へと切り替えました。

その後、無事に病院へ到着。指令から病院到着まで15分足らずではありましたが、無我夢中で活動をしていたせいか、あっという間のことで、帰隊してから落ち着いて現場活動を振り返るまで正直ほとんど記憶はありませんでした。

それから、病院での二次救命処置と集中治療が施されて、1箇月後には元気に退院されたそうです。

社会復帰されたもう1人の傷病者の方もほとんど同じ状況で、居酒屋から帰宅途中のサラリーマンが路上で突然苦しみだして倒れたというCPA現場でした。偶然通りかかった看護師さんが心肺停止と判断し、すばやい通報と心臓マッサージが行われて、救急隊そして病院へと救命のバトンリレーが迅速につながった事例であり、このサラリーマンの方も無事に社会復帰され、後に消防署でバイスタンダー(居合わせた人)である看護師さんと再会されました。

おわりに

私はこの二つの現場を経験し、改めて「救命の連鎖」の重要性を知りました。

バイスタンダーによる素早い心停止の認識と通報、そして一次救命処置(心肺蘇生とAED)。続く救急隊が必要な処置をしながら速やかに傷病者を病院に搬送して、医師による高度な救命処置に「命のバトン」をうまく繋ぐ。まさに400メートルリ

レーで日本チームが銀メダルを獲得したように、一人一人の力では及ばなくてもうまく「バトン」をつなぐことで、命を救うことができるのです。

これからも一人でも多くの命を救えるように、救急現場はもとより、救命講習の普及や救命講習時に「救命の連鎖」の重要性を呼び掛けていき、「リレーの走者の一人」として命のバトンをつなげていきます。



塩小路救急隊のメンバーと
中央が筆者

塩小路消防出張所のメンバーと
中央が筆者

平成29年
3月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

平成29年3月号 あの日あの頃

ページ番号214825

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2017年2月28日

あの日あの頃

「思い出」



西京消防署 森水 耕秋

はじめに

早いもので60歳の定年まで残りわずかとなりました。私が京都市消防局に入局したのは、昭和50年4月、まだ18歳の若さです。鹿児島県鹿屋市出身の田舎者の私は、京都はもちろん、本州さえ渡ったこともなく、見るもの・聞くこと何もかもが初体験でした。西鹿児島駅(現:鹿児島中央駅)から夜行列車に乗り、駅で別れるときにとても厳しかった今は亡き父も涙を見せていました。何としても親に心配はかけないように心に誓い、京都の地を踏みました。伏見区にあった前の消防学校に第75期生として入校。当時は、京都市以外にも精華町や久御山町からも入校していました。初任科生時代、郷里のことを想い出しながらは休憩時間に10円玉を握りしめ、校内にあった公衆電話から実家や友達に電話をし、鹿児島弁を使ってしゃべったものです。新しい配置となっていました。はじめは、怖い先輩方に怒られればなしの日々で、仕事が続けられるかとても心配でした。特に厳しかった挨拶など(食材の切り方、味付け、食器の洗い方、布団の敷き方、風呂掃除)ありとあらゆることを指導いただき、時にはやさしい愛情をいただき、その先輩や上司のおかげで今の自分があると感謝しています。当時の消防署には受付勤務があり、道を尋ねて来られる方や時には観光地の名所を尋ねられたり、消防は、地理が一番大切(もちろん水利も)でした。パソコンやスマホもない時代で、住宅地図さえなく、先輩の手書きの地下水利用図を写して、非番や休日に歩きまわり覚えていきました。

消防隊として

若い頃(20歳代)は、体力もあり、消防訓練(宇治川左岸)大会、各署対抗の救助訓練大会、東近畿救助大会、全国救助大会(種目は引揚救助・ロープ登はん)にも出場することができました。火災現場では、ある正月2日の朝5時頃の覚知の現場で、FRと呼ばれるタイプの消防車(キャビンなし、後部座席なし)に緊張と寒さを感じ乗込み出動しました。火勢の強いときは、寒さを感じず動きまわり、やっと鎮火して撤収作業のときです。放水した水が寒さにより現場一面凍り付いていました。ホースもガチガチに凍って一重巻ができなかったのを憶えています。私の住んでいた鹿児島では絶対に考えられない出来事でした。

救急隊として

救急隊員となって15年目に救急救命士となり、あるマンションで出動がありました。妊産婦さんの急病で出動。車内分娩となり無事に産声、元気な産声を聞き、安堵した母親の顔を見たときのことは今も忘れられません。また、現在では、ヘリコプターによる長距離搬送も当たり前で行われていますが、ある転院搬送で名神高速道路を使い、兵庫県尼崎市の病院まで搬送したことがありました。

非番や休日に

地方からきた職員は、独身寮に入寮するのが当然の時代でした。私は、深草寮にて同郷の鹿児島出身の同期生と2名1室の寮生活がスタートしました。当時の寮には、管理人さんと寮母さんがおられ、職場から帰ってくると、ホッとして職場の出来事を自分の親のように話し、時には相談をしたのを昨日のように思い出されます。寮といっても食事は自炊で、弁当も毎日作っていました。寮内は、先輩や同期生たちと鍋を囲んで郷里の話や仕事の話、時には恋話などをして夜遅くまで談笑していました。

サークル活動

私は、中学、高校時代にソフトテニスに入部していたので、その関係で消防のテニスサークルに入り、先輩方に指導をしていただき、近畿の消防三都市大会の試合も出場しました。また、身体を鍛えようと柔道も始めました。非番に寮室で寝ていたから、練習を始めるからと先輩が誘いに来られ...おかげさまで元気な身体が保てていると実感しています。

趣味として

消防署に新配置となり5年ほど経ったときのことでした。寮の先輩から、手話講座に参加しないかとの誘いを受け、何かの役に立つかもと軽い気持ちで参加することにしました。講座の内容は基礎だけで、十分な習得はできませんでした。そこで、近くにあった手話サークル「みみずく」に入り、ろうあ者や健聴者の方々とも知り合いができ、色々な活動に参加させていただきました。おかげで、ろうあ者とのコミュニケーションをとることができるようになり、救急や消防の現場活動や日常業務に生かせることができました。特に救急現場では、手話を使って普段飲んでおられる薬や既往症、かかりつけの病院などを手話により聴取したり、手話ができることにより傷病者の方が安心され、病院到着後も、医師から通訳してほしいので引き揚げないでくれと頼まれたこともありました。手話は、私の消防人生にとって本当に欠かせないものと感じており、手話を用いた救命講習など、今後の人生でも手話を活用できたらと思います。

最後に

今までお世話になったたくさんの方々(消防団員さん、自主防災会の役員さん、自治会の役員さん、病院の職員さん、他都市を含む消防の同僚)に深く感謝し、今後とも今までのご縁を無駄にすることなく、私の宝物として第二の人生を過ごしていきたいと思えます。つたない文章でしたが、これで筆を置かせていただきます。ありがとうございました。



平成29年
3月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)